

# 津山市地域交流センター概要書

この概要書は、津山市地域交流センターの管理運営に関する市の基本的な考え方や基本情報を示すものです。津山市地域交流センターの管理業務については、設置目的をより効果的に達成するため、平成19年度に指定管理者制度を導入して管理運営を行っています。

## 1 設置目的

本市の中心市街地における都市機能の充実と商業の振興を図るため、広域交流の拠点として、津山市地域交流センターを設置しています。

## 2 基本情報

- (1) 施設の名称： 津山市地域交流センター
- (2) 所在地： 津山市新魚町17番地 アルネ・津山4階
- (3) 開館日： 平成18年4月 開館
- (4) 敷地面積： 12,957㎡ (アルネ・津山)
- (5) 延床面積： 2,155㎡
- (6) 施設概要： 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造

### 施設内容

- ・ 多目的スペース1 227㎡
- ・ 多目的スペース2 69㎡
- ・ 多目的スペース3 102㎡
- ・ 厨房 74㎡
- ・ 研修室A 39㎡
- ・ 研修室B 50㎡
- ・ 研修室C 40㎡
- ・ 研修室D 43㎡
- ・ 研修室E 17㎡
- ・ 研修室F 21㎡
- ・ 研修室G 49㎡
- ・ アートギャラリー1 85㎡
- ・ アートギャラリー2 58㎡
- ・ アートギャラリー3 18㎡

## 3 管理運営状況

- (1) 管理形態： 指定管理 (非公募)
- (2) 管理運営者： 指定管理者 (津山街づくり株式会社、津山市新魚町17番地)
- (3) 期間： 指定期間 平成30年4月1日～令和5年3月31日 (5年)

## 4 津山市地域交流センターの管理運営に関する基本的な考え方

本市の中心市街地における都市機能の充実と商業の振興を図ることを目的に設置された広域交流拠点施設であり、この目的に沿って、適切に管理運営を行っていくものです。

## 5 開館日時

- (1) 開館時間 午前10時から午後7時まで
- (2) 休館日 1月1日
- (3) 指定管理者は事業等で必要とする場合、事前に市の承諾を得て、休開館日、開館時間を変更することができます。

## 6 指定管理者が行う業務等

- 1 センターの施設又は設備の利用の許可に関する業務
- 2 センターの維持管理に関する業務
- 3 センターの利用に関する料金の徴収に関する業務
- 4 センターの設置目的を発揮するための事業に関する業務
- 5 センターの利用者の利便性を向上させるために必要な業務
- 6 前各号に掲げるもののほか、センターの運営に関する事務のうち、市長のみが行うことのできる権限に関する事務を除く業務

### 【添付書類】

- 別紙1-1 津山市地域交流センター条例、
- 別紙1-2 津山市地域交流センター条例施行規則
- 別紙2 津山市地域交流センター見取図、平面図
- 別紙3 収支報告書（平成30年度～令和2年度）
- 別紙4 利用実績表（平成30年度～令和2年度）
- 別紙5 業務評価結果書（平成30年度～令和2年度）
- 別紙6 指定管理者募集要項、仕様書（前回募集時のもの）